

国基準相当型通所サービス

令和6年4月適用

墨田区

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798	
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	5	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者または同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	
A6	5010	通所型独自生活機能向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算 I		150単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II	ト 口腔機能向上加算 II		160単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算 I 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算 I 2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 II 1	(2) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 II 2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 III 1	(3) サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 III 2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ヌ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	100単位加算	100
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II			(2) 生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200

1月につき

片道につき

1月につき

A6	6200	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算	59	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算	43	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算	23	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算	12	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算	10	
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算	11	

国基準相当型通所サービス

令和6年4月適用 墨田区

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1 1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1月につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超			
					2,535

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1 1,798単位	看護・介護職員が欠員場合 ×70%	1月につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠			
					2,535

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6	1112	通所型独自サービス11・日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1 59単位		1日につき
A6	1122	通所型独自サービス12・日割			
					119

A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11・日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1単位減算	-1
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12・日割		事業対象者・要支援2		1単位減算	-1
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11・日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1単位減算	-1
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12・日割		事業対象者・要支援2		1単位減算	-1
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	59単位	定員超過の場合 ×70%	41
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		事業対象者・要支援2	119単位		83
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠		事業対象者・要支援1	59単位	看護・介護職員が欠員場合 ×70%	41
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠		事業対象者・要支援2	119単位		83
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	5	